

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もみじ会（以下「法人」という。）の役員等について、法人業務の遂行に伴う報酬に関する事項を定めたものである。

(役員等の範囲)

第2条 役員等とは、法人の理事長、理事、評議員、監事、評議員選任・解任委員をいう。

(報酬)

第3条 理事に対して、各年度の総額が3,600,000円を超えない範囲で支給することができる。

2 監事に対して、各年度の総額が480,000円を超えない範囲で支給することができる。

3 評議員に対して、定款第9条に定める通り、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で本規程に定める額を報酬として支給することができる。

4 評議員選任・解任委員に対して、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給することができる。

5 理事、監事の報酬額は別表1、評議員、評議員選任・解任委員の報酬額は別表2のとおりとする。

(出張費)

第4条 出張費としての手当及び交通費は、次表による。

(1) 日帰り出張の場合

手 当	4時間以上の場合、4,000円 4時間未満の場合、2,000円
交通費	実費支給

(2) 宿泊を伴う出張の場合

手 当	1日当たり4,000円 ただし、午後出発、午前帰任の該当日は半日分
宿泊料	20,000円、やむを得ない場合は実費支給
交通費	実費支給

* 出張とは、宿泊を伴う場合又は50km以上で任に当たる場合とする。

(支給)

第5条 支給は特別の事情が無い限り、毎年3月に一括して行う。但し、出張費を除く。なお、理事長報酬は毎月支払うものとする。

(職員の例外)

第6条 法人に職員として在籍し、給与を支給される役員等については当規程による報酬は支払わない。支給は就業規則による。

(規程の改正)

第7条 この規程を改正する場合は、評議員会の決議を経なければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

平成29年6月15日 改正、平成31年4月1日 改正、令和元年9月14日改正（適用は、平成31年4月1日に遡及する。）、令和2年2月6日改正・施行